

人権擁護に関する指針

制定：2026 年 7 月 1 日

第 1 目的

この指針は、NIST 訪問看護ステーション（以下「事業所」という。）が、利用者一人ひとりの尊厳を保持し、その基本的人権を擁護したサービスを提供するために、事業所及び職員が遵守すべき基本的な考え方を定めることを目的とする。

第 2 基本理念

事業所は、利用者を一人の人間として尊重し、その人らしい生活と自己決定を最大限支援する。年齢、性別、障害の有無、疾病の状況、国籍、信条、社会的身分等にかかわらず、すべての利用者が公平にサービスを受けられるよう努める。

第 3 利用者の尊厳の保持及び権利擁護

- ・利用者の意思及び人格を尊重し、常に本人の立場に立ったケアを行う。
- ・サービスの提供にあたっては、利用者本人及び家族に十分な説明を行い、理解と同意（インフォームド・コンセント）を得る。
- ・利用者の自己決定権を尊重し、押し付けにならないよう選択肢を示しながら支援する。
- ・身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為は、緊急やむを得ない場合を除き、行わない。

第 4 職員の基本姿勢・心得

- ・利用者に対しては、年齢にふさわしい丁寧な言葉遣いを用い、幼児言葉や命令口調、威圧的な態度をとらない。
- ・利用者の生活歴、価値観、習慣を理解し、これを否定せず受け止める。
- ・訪問時に知り得た利用者及び家族の個人情報・プライバシーを正当な理由なく第三者に漏らさない。
- ・居室・自宅への訪問にあたっては、利用者の生活空間への配慮を欠かさず、了解を得てから支援を行う。

第 5 虐待の防止

身体的・心理的・性的・経済的虐待及び介護等放棄（ネグレクト）を固く禁止する。虐待防止に関する具体的な体制、研修及び発生時の対応については、別に定める「虐待防止マニュアル」による。

第 6 差別的取扱いの禁止及びハラスメントの防止

- ・利用者の状態や背景を理由とした不当な差別的取扱いを行わない。

- ・利用者・家族からの著しい迷惑行為（ハラスメント）に対しては、職員個人に対応を委ねず、組織として対応する。
- ・職員間においても、ハラスメント（パワーハラスメント・セクシュアルハラスメント等）を行わない、また許さない職場づくりに努める。

第7 個人情報の保護

利用者及び家族の個人情報については、別に定める個人情報保護に関する規程等に基づき、適切に管理・保護する。

第8 研修の実施

全職員を対象に、人権擁護及び権利擁護の理念、虐待防止、身体拘束の適正化、ハラスメント防止等をテーマとした研修を年1回以上（新規採用時を含む）定期的に実施し、その実施状況及び参加状況を記録・保管する。

第9 相談・苦情対応窓口

利用者・家族からの人権に関する相談・苦情、及び職員からの相談を受け付ける窓口を次のとおり設置する。

窓口	担当者	連絡方法
事業所内相談窓口	管理者 本庄郁恵	事業所（電話：06-4708-7880）まで直接連絡
苦情解決責任者	管理者 本庄郁恵	書面・電話・面談のいずれでも受付
第三者委員	星加美樹	事業所を通じて、又は直接連絡
市町村・国民健康保険団体連合会	住所 大阪市中央区常盤町 1-3-8 中央大通 F Nビル内 電話 06-6949-5418	事業所での解決が難しい場合の相談先として利用者・家族に案内

第10 指針の見直し

この指針は、関係法令の改正、運営指導における指摘事項、苦情・相談の内容及び委員会での検討結果を踏まえ、必要に応じて見直しを行う。

附則 この指針は、2025 年 7 月 1 日から施行する。